平成２１年（フ）第１３０７号
横浜市金沢区並木２丁目７番７―604号
債務者　稲本　　要
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
4　破産債権の届出期間　平成21年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９７８号
東京都江戸川区北葛西２丁目19―１―807
債務者　澤向　隆造
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　知彦
4　破産債権の届出期間　平成21年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７１号
新潟市東区粟山４丁目６―30　ハイツグローリアス202、住民票上の住所新潟県村上市山辺里2075番地１
債務者　玉木　　博
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成21年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０２号
滋賀県守山市守山５丁目１番７号
債務者　奥田　富夫
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　大俊
4　破産債権の届出期間　平成21年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月３日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８２号
広島県廿日市市佐方同免711番地Ｃ202号、住民票上の住所広島県廿日市市新宮１丁目３番16号
債務者　川西　俊司
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　破産債権の届出期間　平成21年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０６号
広島市南区大州２丁目８番21号
債務者　伏岡　和人
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　晃志
4　破産債権の届出期間　平成21年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７号
広島県三原市中之町１丁目13番16号
債務者　吉原　百子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山脇　将司
4　破産債権の届出期間　平成21年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月15日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１７７６号
京都市山科区椥辻番所ケ口町37―12、住民票上の住所京都市山科区小山中島町28番地
債務者　野村　泰三
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白浜　徹朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０９号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字千駄野888番地メゾン・プリーゼ204、旧住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字上野田1355番地
債務者　近藤麻利子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神野　直弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９８号
埼玉県上尾市井戸木２丁目14番地１
債務者　東堂　和彦
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月22日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３１号
宮城県気仙沼市唐桑町上鮪立83番地８
債務者　山崎　秋子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月29日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５８７号
滋賀県栗東市中沢３丁目11番10号
債務者　八建シール工業こと　八木　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浮田　麻里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３５７号
神戸市長田区北町１丁目40番地の１エクセルコート神戸長田805号、前住所神戸市北区有野町有野2316番地の１
債務者　笠原　龍司
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６１号
神戸市中央区北野町２丁目９番１号ギターマンション202号、従前の住所兵庫県明石市東朝霧丘33番１―405号
債務者　ブティックラブリーこと　大西　　満
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢形幸之助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部